

歯科五法コンメンタール

— 歯科関連法律の逐条解説 —

社会歯科学研究会 編著

B5判・320頁・定価（本体3,500円＋税）

2014年10月2日 ヒョーロン・パブリッシャーズ刊

大久保満男

（公益社団法人日本歯科医師会・会長）

われわれの職務としての医療は、法律によって担保されているが、時々当たり前のこととして意識から離れることがありはしないか。

この担保は、医療・歯科医療が、通常は決して許されない「人の身体を侵襲する行為」を法律によって認められているからだ。

しかし逆から見れば、医療提供者は、法律によって強く拘束されていることを意味する。

この、担保であれ拘束であれ、いずれも、医療提供者の重い職務の現れと考えるべきだろう。

では医療職は、当初から法律という文言によって担保されていたのだろうか。

それを探るためには、11世紀から12世紀にかけて、ヨーロッパに大学が作られ始めたころに遡ってみる必要がある。その当時の大学には、特別な地位を与えられた学部があった。神学部・医学部・法学部の三学部である。

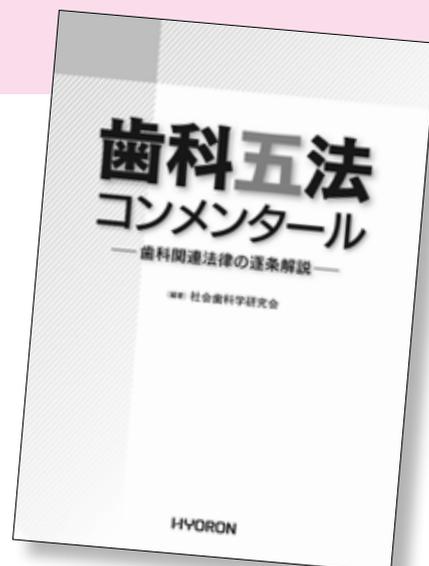
これらの学部は、当時、Vocation（今のVocal「歌う」の語源である）と呼ばれた。この元の意味は、ラテン語で「声によって呼びかける」ことであり、呼びかける主体は「神」であった。つまりこの三つの職業に携わろうとする者に、神は「人々の

ために尽くしなさい」と呼びかけた。それに対して、呼びかけられた者たちは、神に対し「人々のために尽くす」と応答した。この応答することをProfessionと言った。つまり今Profession・専門職と呼ばれる言葉の元には、「神の呼びかけに答え、誓った者」としての位置付けがあったことを知っておくことも必要だと考える。

さらにこれは、法律が成文化される前提の、立法の精神の在り方をよく示しているのではないか。つまり「あることをすべきであり、またしてはならない」という法律の根底には、「守るべき倫理や精神」がまず存在するということであり、これが法律の存在を深い場所で担保しているということだと思う。

ここまで私の悪い「論理癖」が先行して遠回りしてしまったが、本書を読む前に、頭の片隅に置いていただけたらと思う次第である。

まず本書で、目を通して頂きたいのは、第1章「歯科五法制定の経緯」である。とりわけ歯科医師法の制定の経緯は、われわれの先達がいかに厳しい条件下で行動したかを理解することができる。さらにその要因が、明治維新下での近代歯科医療のわが国への導入にあること。さら



にそれは、以後のわれわれの様々な苦勞と、しかし同時に歯科医療の独自性に大きな影響を与えたことを考えた時、物ごとの始まりが歴史に及ぼす力を、改めてわれわれは知ることとなるだろう。

これは、歯科衛生士法の記述においても同様である。つまり同法の起源は、敗戦下のわが国の混乱の中で歯科の公衆衛生の担い手として歯科衛生士が誕生したが、その後の歯科医療の発展に伴う歯科診療所への勤務、さらに介護の現場等への新たな役割の広がりに伴い、法律を書き加えることを余儀なくされ、それが今ある種の混乱をもたらしていることなど、現在のわれわれが抱える課題もまた、法律の起源を知ること、その正しい解釈に至ることを知る必要がある。

さらに、いわゆる歯科口腔保健法や地域医療の新たな課題を克服するために必要な、つまり法律に付随する、例えば医療計画の意義がコメントとして書かれている等に本書の際立った特徴があり、その「気配り」に著者達の努力を知ることができる。

多くの歯科関係者が必要に応じ頁を開くことを期待し、同時に社会歯科学研究会に感謝の念を捧げるものである。